

養父市立公民館等利用団体登録申請時の留意事項

- 1 登録期間は、1年間です。(7月1日から翌年の6月30日まで)
登録の更新はありませんので、毎年登録申請を行ってください。
- 2 申請していただいた内容を登録基準に基づいて審査し、認定の可否を決定します。
結果は、決定後通知します。
- 3 使用料が免除されるのは下記の市内4施設です。ただし、ホール、体育館は有料です。
①やぶ市民交流広場 ②養父公民館 ③大屋公民館 ④関宮公民館
- 4 使用料が免除されるのは、登録団体の構成員が使用した場合のみです。
- 5 登録申請書提出後、申請内容に変更が生じましたら、早急に必ず連絡願います。
- 6 登録申請書の必要箇所はすべて記入して下さい。空白がある場合は再提出をお願いすることがあります。
- 7 提出する申請書類は下記のとおりです。

書類番号	書類名	特記事項	確認欄
①	養父市立公民館等利用団体登録申請書	押印は不要です。	
②	規約(会則)	②～⑥の書類は、必要事項が記載されていれば別様式でも構いません。 (例：総会資料など)	
③	会員名簿		
④	令和8年度 活動計画		
⑤	令和7年度 収支決算書		
⑥	令和8年度 収支予算書		

- 8 提出いただいた個人情報につきましては、厳重に管理し、本要綱に関する業務のみに使用し、その他の目的で使用いたしません。
- 9 講師が、代表者または事務局をすることはできません。謝金等の支払先と代表者または事務局のお名前が同一の場合は、受理できません。
- 10 収支決算書、収支予算書は必ず提出してください。金銭の授受等がない場合もその旨をご記入いただき、必ず提出してください。
- 11 提出書類は、主に活動している公民館へ提出願います。各公民館は下記のとおりです。
 - ◆八鹿公民館(やぶ市民交流広場)
〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 538 番地 1 TEL 079-662-0070
 - ◆養父公民館
〒667-0101 養父市広谷 250 TEL 079-664-1141
 - ◆大屋地域局(大屋公民館)
〒667-0311 養父市大屋町大屋市場 20-1 TEL 079-669-0120
 - ◆関宮地域局(関宮公民館)
〒667-1105 養父市関宮 637 TEL 079-667-2331